

工事現場における現場代理人の常駐の運用について

別紙

工事現場における現場代理人の常駐について、下記により運用するものとする。なお、運用の対象とする工事は、建設局、都市・交通局、建築局発注工事（契約図書で現場代理人の常駐を義務付けた業務委託を含む。）とするが、下記と同様な運用を認める発注機関の工事を含めることができるものとする。

記

運用の1 工期内の現場代理人の常駐について

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、次の①、②、③に掲げる期間については工事現場に常駐を要しないものとし、常駐すべき各期間に重複のない二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

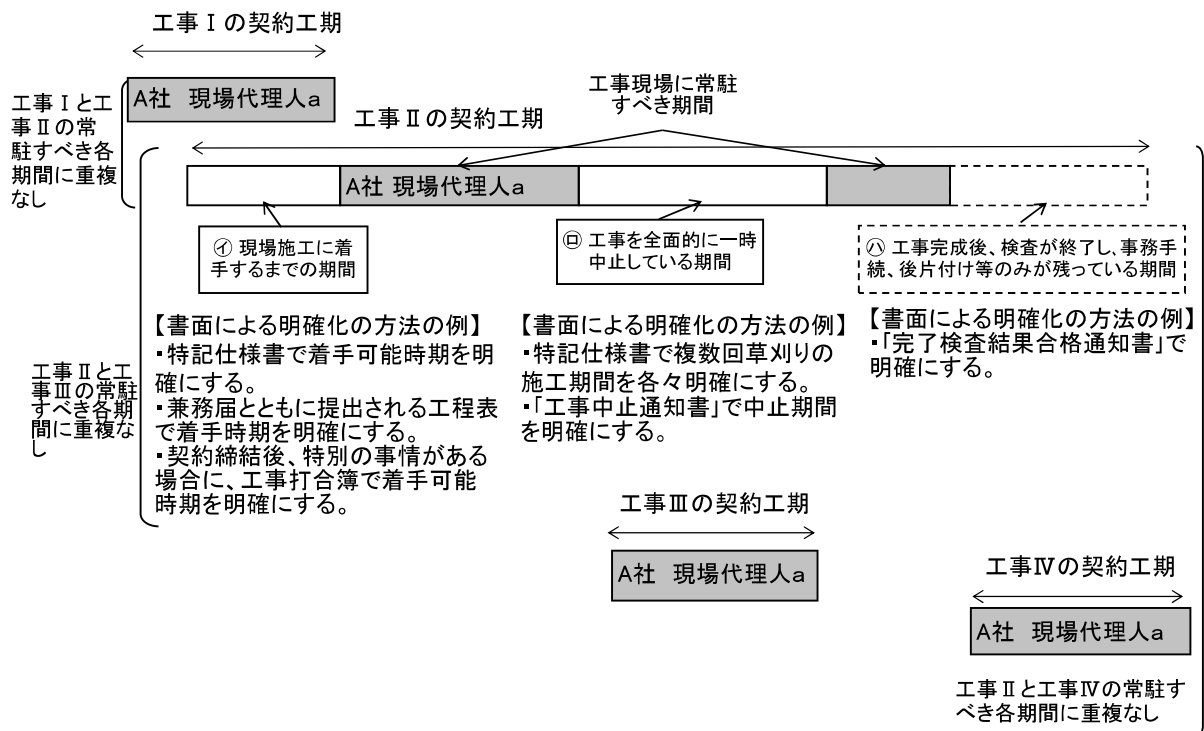
- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

また、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合、二以上の工事に同一の現場代理人を配置することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と建設業者の間で、これらの期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

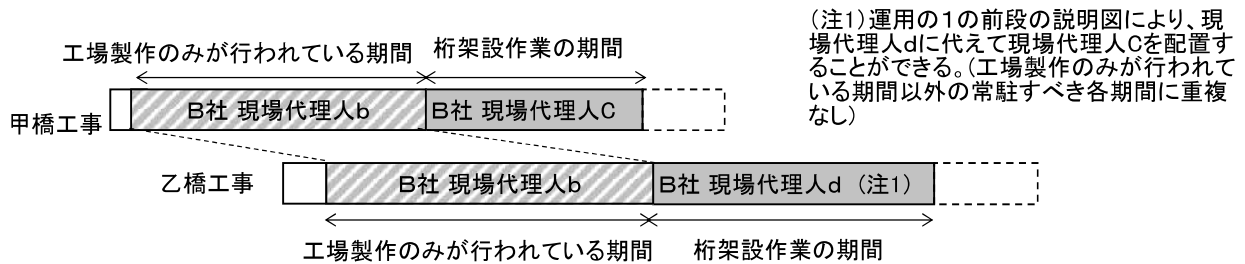
【運用の1 前段の説明図】

常駐すべき各期間に重複のない工事Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに、同一の現場代理人aを配置することができる。



【運用の1 後段の説明図】

甲橋工事と乙橋工事が、同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作のみが行われている期間、同一の現場代理人bを配置することができる。この場合、桁架設作業の期間に配置する現場代理人C、現場代理人dは、工場製作のみが行われている期間、当該工事以外の現場代理人として配置することができる。

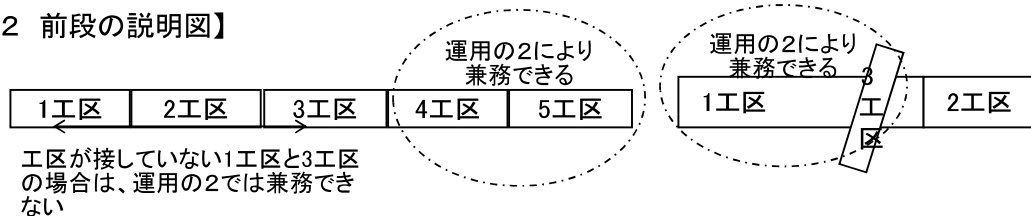


運用の2 密接な関連のある二つ以上の工事の現場代理人の兼務について

現場代理人は、密接な関連のある二以上の工事を、同一の場所又は近接した場所において施工する場合、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。なお、「同一の場所又は近接した場所」とは、工区が隣接している場合(重なる場合を含む)を原則とし、例えば発注形態が縦断的に1～5工区とあり、1工区と3工区(=接していない)の場合には適用しないものとする。

また、現場代理人は、工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)、請負代金額に関わらず二以上の工事で兼務できるものとする。

【運用の2 前段の説明図】



運用の3 現場代理人及び現場責任者との兼務について

工事1件の請負金額4,500万円未満(税込み)(建築一式工事は9,000万円未満(税込み))の建設工事の現場代理人は、同一建設事務所管内(支所がある場合は当該支所管内)で施工する次の①、②、③のいずれかに該当する工事(②、③は建築局発注工事及び建築一式工事を除く)の現場代理人又は設計図書により定められた現場責任者と同時に一件に限り、兼務できるものとする。この場合、現場代理人は二つの工事において、安全管理を始めとした工事現場の運営、取締りを適切に行うものとする。

①現場責任者を配置する工事

②二つの工事の請負金額の合計が4,500万円未満(税込み)で、原則、同時に現場作業を行わない場合

③二つの工事の請負金額がいずれも4,500万円未満(税込み)の建設局発注の維持補修工事で、原則、同時に現場作業を行わない場合

ただし、契約変更により一方の工事が請負金額(税込み)4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上(税込み))となった場合は兼務不可とし、新たに現場代理人を配置すること。

【補足事項】**○兼務する場合の現場対応について**

現場代理人は、「運用の3」により兼務する場合には、以下の項目を遵守すること。

1)現場代理人は、監督員と常に携帯電話等で連絡がとれるものとし、監督員が現場の安全な運営取締りを指示した場合、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うものとする。

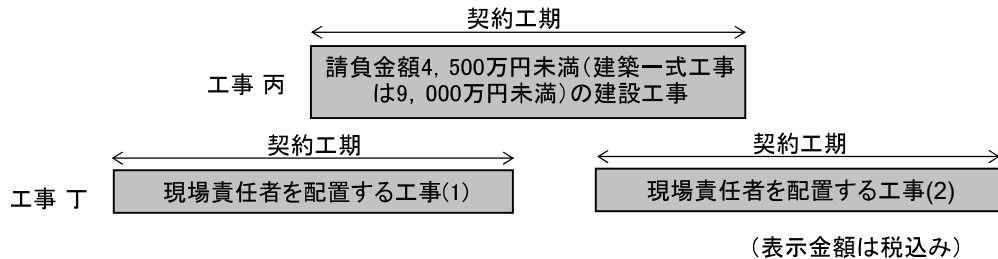
2)現場代理人は、「運用の3②、③」により、二つの工事を兼務する場合は、原則、同時に現場作業を行わないこととし、作業中の現場に常駐するものとする。ただし、労働安全衛生法施行令第十条一から四に掲げる機械の使用又は通行規制を伴わない場合、若しくは受注後の自然的又は人為的な事象であって、緊急の対応が必要となる場合は、同時作業を可能とする。

なお、同時作業を行う場合、現場代理人はいずれかの現場に駐在するものとし、同時作業中の工事現場を1日1回以上の巡回を行うものとする。

【運用の3の説明図】

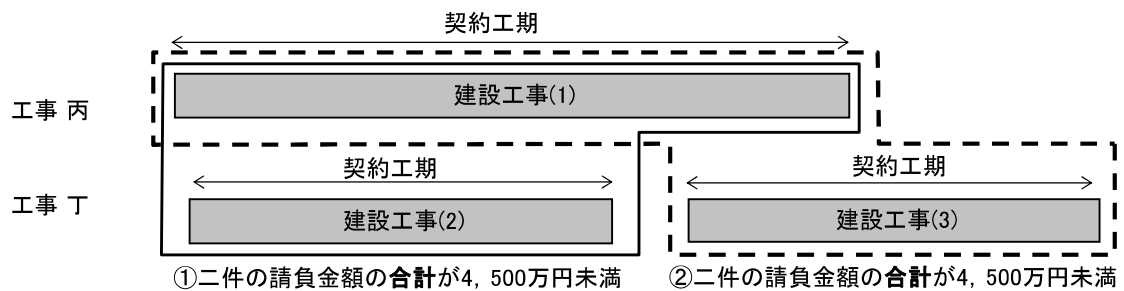
(説明図②③は建築局発注工事及び建築一式工事を除く、表示金額は税込み)

【現場責任者と兼務する場合の説明図①】
(運用の3 ①項目の場合)



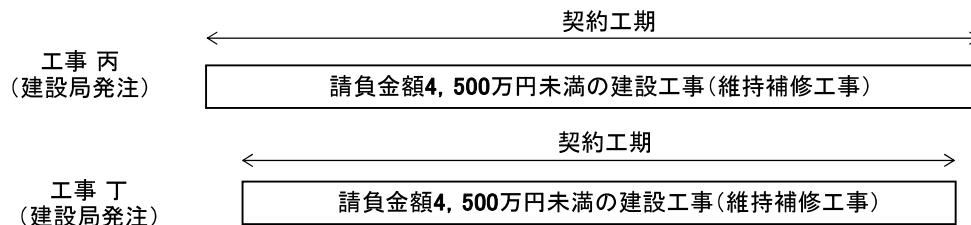
【双方の工事で現場代理人を兼務する場合の説明図②、③】

- ・二件の請負金額の合計が4,500万円未満(税込み)の場合
(運用の3 ②項目の場合)



【原則、同時に現場作業を行わない場合】

- ・建設局発注の双方の工事が維持補修工事の場合
(運用の3 ③項目の場合)



【原則、同時に現場作業を行わない場合】